

モニタリング結果報告書

平成20年8月

モニタリングの対象となる施策目標	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること
------------------	---

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	2	安全・安心な職場づくりを推進すること
施策目標	2-1	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること
個別目標	1	安全対策の推進を図ること
		(主な事務事業) ・業種別労働災害防止対策の推進 ・特定の災害要因別労働災害防止対策の推進
個別目標	2	労働衛生対策の推進を図ること
		(主な事務事業) ・過重労働・メンタルヘルス対策の推進 ・職業性疾病の予防対策の推進 ・化学物質等による健康障害の予防対策の推進 ・快適な職場づくりの推進
個別目標	3	事業場における安全衛生管理対策の強化を図ること
		(主な事務事業) ・事業場における自主的な安全衛生活動の促進 ・危険性・有害性等の調査等の普及促進
個別目標	4	労働者が安心して働くことができる労働環境を整備すること
		(主な事務事業) ・安全衛生基準の確保を図るための監督指導 ・過重労働による健康障害防止のための自主的改善対策
個別目標	5	働き方の見直しによる長時間労働を是正すること
		(主な事務事業) ・働き方改革のトータルプロジェクトの推進事業
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等		
第10次の労働災害防止計画に基づき、製造業、建設業をはじめとした業種別の労働災害防止対策、交通労働災害、機械災害などの特定災害の防止対策を重点対象と位置付け、強力に推進するとともに、職業性疾病予防対策、化学物質による健康障害の予防対策、メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害の防止対策等、労働者の健康確保対策を推進する。また、事業場の自主的な安全衛生活動を促進する施策として、事業場における危険性又は有害性等の調査等の措置(リスクアセスメント)の実施促進等に取り組む。		

2 根拠法令等	
○労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）	
主管部局・課室	労働基準局安全衛生部
関係部局・課室	労働基準局監督課

3. 施策目標に係る指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
1	労働災害による死亡者数 (単位：人) (減少傾向の堅持とともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること/第10次労働災害防止計画期間(平成15～19年度))	1,628 【91.5%】	1,620 【92.0%】	1,514 【99.1%】	1,472 【101.9%】	1,357 【109.5%】
2	休業4日以上死傷者数 (単位：人) (総人数を20%以上減少させること(*)/第10次労働災害防止計画期間(平成15～19年度))	125,750 【-】	122,804 【-】	120,354 【-】	121,378 【-】	121,356 【87.4%】
3	定期監督等の実施件数(単位：件) (-)	121,031	122,793	122,734	118,872	126,499
4	過重労働による健康障害防止のための助言・指導を実施した事業場数(単位：件) (-)	-	-	-	-	1,399
5	中小企業労働時間適正化促進助成金支給決定件数(単位：件) (400件以上/平成19年度)	-	-	-	-	95 【23.8%】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1及び2は、労働基準局安全衛生部の調べによる。 【参考】厚生労働省ホームページ (URL) http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexk-roudou.html#rou37 ・指標2の「総人数」とは第10次労働災害防止計画期間中の休業4日以上の死傷者数の総人数(611,642人)をいい、前計画(平成9年～14年；第9次労働災害防止計画)期間中の総人数(679,028人)と比べて20%(135,806人)以上減少させることを目標とする。平成19年度の目標達成率は、上記第10次労働災害防止計画期間中の死傷者数総人数の目標(679,028-135,806=543,222人)と実績(611,642人)との比較による。 ・指標3は、労働基準局監督課の調べによる。 ・指標4は、中央労働災害防止協会の調べによる。(平成19年度新規事業) ・指標5は、労働基準局監督課の調べによる。(平成19年度新規事業) 						

4. 個別目標に係る指標等

個別目標1 安全対策の推進を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
	H15	H16	H17	H18	H19	
1	労働災害による死亡者数 (単位：人) (減少傾向の堅持とともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること/第10次労働災害防止計画期間)	1,628 【91.5%】	1,620 【92.0%】	1,514 【99.1%】	1,472 【101.9%】	1,357 【109.5%】

	(平成15～19年度) ※施策目標に係る指標1と同じ					
2	休業4日以上死傷者数 (単位:人) (総人数を20%以上減少させること(*)/第10次労働災害防止計画期間(平成15～19年度)) ※施策目標に係る指標2と同じ	125,750 【-】	122,804 【-】	120,354 【-】	121,378 【-】	121,356 【87.4%】
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1及び2は、労働基準局安全衛生部の調べによる。 【参考】厚生労働省ホームページ (URL) http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexk-roudou.html#rou37 指標2の「総人数」とは第10次労働災害防止計画期間中の休業4日以上の死傷者数の総人数(611,642人)をいい、前計画(平成9年～14年;第9次労働災害防止計画)期間中の総人数(679,028人)と比べて20%(135,806人)以上減少させることを目標とする。平成19年度の目標達成率は、上記第10次労働災害防止計画期間中の死傷者数総人数の目標(679,028-135,806=543,222人)と実績(611,642人)との比較による。 						
<p>アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p>						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	建設業における総合的労働災害防止対策推進事業の利用状況等 (単位:①～④ともに回) (一)					
	①専門工事業者対象の安全教育実施回数	372	326	307	422	394
	②墜落防止対策の研修会開催回数	52	42	44	48	47
	③現場所長研修会開催回数	93	47	43	51	84
	④店社安全衛生管理担当者研修開催回数	92	53	49	47	54
2	交通労働災害防止対策推進事業の利用状況等(指導員による個別事業場への指導件数)(単位:件) (一)	2,217	2,017	2,025	1,290	1,230
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1及び2は、労働基準局安全衛生部の調べによる。 						
<p>施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要</p>						
<p>事務事業名:業種別労働災害防止対策の推進</p>						
<p>平成19年度:764百万円</p>						
<p>予算額:一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()</p>						
<p>実施主体:本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()</p>						
<p>概要:建設業における専門工事業者や中小地場総合工事業者等を対象とした総合的労働災害防止対策の推進、林業におけるかかり木処理対策の充実等。</p>						
<p>事務事業名:機械等特定の災害要因に着目した労働災害防止対策の推進</p>						
<p>平成19年度:86百万円</p>						
<p>予算額:一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()</p>						
<p>実施主体:本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()</p>						
<p>概要:死亡災害で自動車等による交通労働災害が多いことから、交通労働災害防止対策を推進。具体的には、過去に交通労働災害を発生させる等交通労働災害発生のリスクが高い事業者に対する個別指導等の実施。</p>						

個別目標 2 労働衛生対策の推進を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
	H15	H16	H17	H18	H19	
1	労働災害による死亡者数 (単位:人) (減少傾向の堅持とともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること/第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度)) ※施策目標に係る指標1と同じ	1,628 【91.5%】	1,620 【92.0%】	1,514 【99.1%】	1,472 【101.9%】	1,357 【109.5%】
2	休業4日以上死傷者数 (単位:人) (総人数を20%以上減少させること*)/第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度)) ※施策目標に係る指標2と同じ	125,750 【-】	122,804 【-】	120,354 【-】	121,378 【-】	121,356 【87.4%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、労働基準局安全衛生部の調べによる。 【参考】厚生労働省ホームページ (URL) http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexk-roudou.html#rou37 ・指標2の「総人数」とは第10次労働災害防止計画期間中の休業4日以上死傷者数の総人数(611,642人)をいい、前計画(平成9年~14年;第9次労働災害防止計画)期間中の総人数(679,028人)と比べて20%(135,806人)以上減少させることを目標とする。平成19年度の目標達成率は、上記第10次労働災害防止計画期間中の死傷者数総人数の目標(679,028-135,806=543,222人)と実績(611,642人)との比較による。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
	H15	H16	H17	H18	H19	
1	メンタルヘルス指針の普及状況 (支援事業場における専門家による取組指導回数)(単位:上段は事業場、下段は回) (一)	- -	- -	171 833	241 1,337	274 1,728
2	THPの普及状況 ①THPの取組に関する指導の実施事業場数(単位:事業場) (一) ②THP導入の実施対象者数 (単位:人) (一)	2,049	1,783	1,584	1,303	889
3	石綿の健康管理手帳交付枚数 (単位:枚) (一)	88	92	1,493	6,822	3,370
4	化学物質管理支援事業の利用状況 (化学物質管理者研修受講者数) (単位:人) (一)	1,451	4,035	1,285	2,214	2,365
5	快適職場づくり推進の状況(快適職場認定件数)(単位:件) (一)	2,634	2,995	3,210	3,207	3,082
(調査名・資料出所、備考) ・指標1~5は、労働基準局安全衛生部の調べによる。 ・指標1の平成15年~平成16年度の数值は、平成17年度から開始した事業のため						

記載できない。	
・指標2のTHPとは、トータル・ヘルスプロモーション・プランの略で事業者が労働者に対して行う心身両面にわたる健康保持増措置のことをいう。	
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名：過重労働・メンタルヘルス対策の推進	
平成19年度	3,231百万円
予 算 額	一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要：事業場が行う過重労働・メンタルヘルス対策の取組に対する、専門家による指導・助言等の実施。	
事務事業名：職業性疾病の予防対策の推進	
平成19年度	994百万円
予 算 額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要：離職者の健康管理を国が支援するため、重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で一定の要件を満たす離職者に対して交付する健康管理手帳制度による健診の実施等。	
事務事業名：化学物質等による健康障害の予防対策の推進	
平成19年度	1,660百万円
予 算 額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要：化学物質の実験動物を用いたがん原性試験等有害性調査の実施、中小企業における適切な化学物質管理の促進を図るための講習会等支援事業の実施等。	
事務事業名：快適な職場づくりの推進	
平成19年度	398百万円
予 算 額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要：快適職場づくりは、「仕事による疲労やストレスを感じることの少ない、働きやすい職場」を実現するものであり、中央及び各都道府県に設置する快適職場推進センターにおける、快適職場推進計画の認定を受けようとする事業者への相談・助言の実施等。	

個別目標3 事業場における安全衛生管理対策の強化を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	労働災害による死亡者数 (単位：人) (減少傾向の堅持とともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること/第10次労働災害防止計画期間(平成15～19年度)) ※施策目標に係る指標1と同じ	1,628 【91.5%】	1,620 【92.0%】	1,514 【99.1%】	1,472 【101.9%】	1,357 【109.5%】
2	休業4日以上死傷者数 (単位：人) (総人数を20%以上減少させる)	125,750 【-】	122,804 【-】	120,354 【-】	121,378 【-】	121,356 【87.4%】

こと(*) / 第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度) ※施策目標に係る指標2と同じ						
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、労働基準局安全衛生部の調べによる。 【参考】厚生労働省ホームページ (URL) http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexk-roudou.html#rou37 ・指標2の「総人数」とは第10次労働災害防止計画期間中の休業4日以上の死傷者数の総人数(611,642人)をいい、前計画(平成9年~14年;第9次労働災害防止計画)期間中の総人数(679,028人)と比べて20%(135,806人)以上減少させることを目標とする。平成19年度の目標達成率は、上記第10次労働災害防止計画期間中の死傷者数総人数の目標(679,028-135,806=543,222人)と実績(611,642人)との比較による。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	事業場に対する多様な安全衛生情報の提供状況(安全衛生情報センターのインターネットアクセス件数)(単位:万件) (一)	492	723	1,170	1,580	1,862
2	小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業の利用状況(新規登録団体数)(単位:団体) (一)	81	71	68	67	57
3	業種別団体を通じたリスクアセスメント推進研修会の実施状況 ①研修会開催回数(単位:回) (一)	—	—	12	12	58
	②研修会参加者数(単位:人) (一)	—	—	561	441	3,025
(調査名・資料出所、備考) ・指標1~3は、労働基準局安全衛生部の調べによる。 ・指標3の平成15年~平成16年の数値は、平成17年度から開始した事業のため記載できない。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 事業場における自主的な安全衛生活動の促進						
平成19年度 : 4,083百万円						
予算額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局、(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要 : 事業場に対する多様な安全衛生情報を提供する安全衛生情報センターの運営や、労働者50人未満の事業場を主な構成員とする団体及びその構成小規模事業場が行う計画の策定や安全衛生教育の実施等の安全衛生活動の援助等。						
事務事業名 : 危険性・有害性等の調査等の普及促進						
平成19年度 : 165百万円						
予算額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要 : 労働災害発生状況に占める割合が高い中小規模事業場及び第三次産業に対するリスクアセスメント(事業者が事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積り等を行うもの)等の実施促進等。						

個別目標4 労働者が安心して働くことができる労働環境を整備すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準/達成時期)						
	H15	H16	H17	H18	H19	
1	定期監督等の実施件数(単位:件) (一) ※施策目標に係る指標3と同じ。	121,031	122,793	122,734	118,872	126,499
2	過重労働による健康障害防止のための助言・指導を実施した事業場数(単位:件) (一) ※施策目標に係る指標4と同じ。	-	-	-	-	1,399
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、労働基準局監督課の調べによる。 ・指標2は、中央労働災害防止協会の調べによる。(平成19年度新規事業)						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 安全衛生基準の確保を図るための監督指導						
平成19年度 : 1,087百万円						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要 : 労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、全国の労働基準監督署(労働基準監督官)が事業場に立入りのうえ監督指導を実施するとともに、労働者から事業場における法違反についての申告があればこれを受理し、これに対して監督指導の実施等により申告処理を行う。また、重大悪質な法違反が認められた場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき司法処分(犯罪捜査、検察庁への送致)を行う。						
事務事業名 : 過重労働による健康障害防止のための自主的改善対策						
平成19年度 : 198百万円						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(特殊法人)						
概要 : 本事業は、総労働時間の長い業種・企業系列群等の中から地域ごとに企業集団を選定し、安全衛生管理の専門家による助言・指導により、企業における過重労働による健康障害防止のための自主的な取組の推進を行うものである。(平成19年度新規事業)						

個別目標5 働き方の見直しによる長時間労働を是正すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準/達成時期)						
	H15	H16	H17	H18	H19	
1	中小企業労働時間適正化促進助成金支給決定件数 (単位:件) (400件以上/平成19年度) ※施策目標に係る指標5と同じ。	-	-	-	-	95 【23.8%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、労働基準局監督課の調べによる。(平成19年度新規事業)						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 「働き方トータルプロジェクト」の推進						
平成19年度 : 222百万円						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 ()						

(Ⅲ－２－１)

概要：働き方の見直しにより長時間労働の是正に積極的に取り組む中小企業主に対し、中小企業労働時間適正化促進助成金の支給（「特別条項付き時間外労働協定」を締結している中小企業事業主が、総労働時間を削減するために、「働き方改革プラン」（実施期間1年間）を策定し、プランに盛り込まれた内容を実施した場合に、都道府県労働局を通じ助成金を支給）を行う。（平成19年度新規事業）